

# 社会保険と企業年金制度における 動態的年齢制限の財政的側面

Geurg Heubeck (西ドイツ)

本稿には、動態的な年金年齢が社会保険の年金制度と企業年金制度に与える財政的影響について論述されている。

退職年齢の引下げは、とくに社会保険の管理・運営と企業年金制度において、被保険者により支払われる年金の拠出もしくは保険者の財政状態に影響を与えるかも知れない方法について、ある分析が行なわれている。

社会保障委員会の意見は、当人の退職年齢を選ぶ自由な選択を人びとに認めることに多くの部分を費している。連邦政府の労働大臣はこの件に優先権を与えてきた。勤労婦人はすでに可変的な動態的退職年齢を、ある程度制限されている。かの女らはすでに60歳以後に老齢年金の受給を申請している。

勤労男子に対する動態的な退職年齢の制限を議論する場合には、年金額と延長雇用の問題は明確にすることを要求している。

年金額には、次の選択が利用できる。

—年金は年金の支給開始時に得られた年金額で支払われる。

—老齢年金に対する申請は、早期に受給する年金がより長い期間に支払われ

るが、拠出期間がより短いので、減額される。

引続き報酬を支払われる雇用にかんする限り、次の選択が可能である。

—年金受給者は労働を継続できるし、かつ、年金権を要求できる。

—年金受給者は労働を継続できるが、しかし、より以上の年金権を請求しない。

—年金受給者は労働の継続を許されない。

可能な形が再検討され、また、保険者と被保険者の双方に対する財政的な間接的影響に対して、特殊な論及が行われている。

等価の基本原則にもとづいて、早期老齢年金が支給される場合、支払われる金額は減額される。もし、そのような方法が早く用いられないのであれば、保険者にはそれに応じた補足的な財政的負担が生ずる。これは社会保険と企業年金の双方に適用される。

等価の基本原則は、年齢制限の任意方式による移動が、年金受給者もしくは保険者のいずれかに財政的な負担の変化をもたらすべきでないということを要求している。

Finanzielle Aspekte Der Flexiblen Altergrenze in der Sozialversicherung und in der Betrieblichen Altersversorgung, Betriebliche Altersversorgung, No. 3, 1971, pp. 49-54; No. 46, '72.